

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	4 4	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第 56 条第 2 項	不利益処 分の種類	療育給付に要する費用の徴収
<p>○児童福祉法 〔費用の徴収〕 第五十六条 2 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>6 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。</p> <p>7 第一項から第三項までの規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項又は第三項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p><b>【参考】</b> 〔都道府県の支弁〕 第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 五 第二十条の措置に要する費用</p> <p>○療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（昭和 62 年 4 月 1 日規則第 21 号） （趣旨） 第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 2 項の規定に基づく同法第 20 条に規定する療育の給付（以下「療育の給付」という。）に要する費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。 （費用の徴収） 第 2 条 知事は、療育の給付に要する費用の全部又は一部を、当該給付を受けた本人又はその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により扶養の義務を負う直系血族及び兄弟姉妹等をいう。以下同じ。）（以下「納入義務者」という。）から、その負担能力に応じ、徴収するものとする。 （徴収額の決定） 第 3 条 知事は、前条の規定により徴収すべき額（以下「徴収額」という。）を別表により決定するものとする。 （徴収額の決定及び変更の通知） 第 4 条 知事は、徴収額を決定したときは、費用徴収額決定通知書（様式第 1 号）により納入義務者に通知するものとする。 2 知事は、徴収額を変更したときは、費用徴収額変更通知書（様式第 2 号）により、納入義務者に通知するものとする。</p>					